

自動車臨時運行許可（仮ナンバー）の申請について

自動車臨時運行許可とは

未登録自動車の新規検査・登録や車検切れ自動車の継続検査を受けるために運輸支局等まで運行する場合など、運行目的・期間・経路を特定したうえで特例的に許可し、臨時運行許可番号標（仮ナンバー）を貸し出す制度です。

1 臨時運行許可の対象

① 対象となる自動車

- ・普通自動車
- ・小型自動車（排気量 250cc を超えるオートバイを含む）
- ・軽自動車
- ・大型特殊自動車

② 対象となる運行目的例

新規登録のための回送	新車又は中古車の未登録自動車を新規登録申請するために運輸支局等へ回送を行う場合
新規検査のための回送	未登録自動車を新規検査の申請をするために運輸支局等への回送を行う場合
継続検査のための回送	自動車検査証の有効期限の満了した登録自動車の継続検査を受けるために運輸支局等へ回送を行う場合
予備検査のための回送	未登録自動車を使用者が定まらないうちに受ける予備検査をするために運輸支局等へ回送を行う場合
販売のための回送	自動車の制作又は販売を業とする者が、販売、引き渡し、又は引き取り等のために回送を行う場合。 ※試乗又は見せるために回送する場合は許可の対象となりません。
車両整備のための回送	自動車を車検整備、修理するために整備工場へ回送する場合 ※車両整備後に車検を受ける予定がない場合は許可の対象となりません。
ナンバー再交付手続き等のための回送	自動車登録番号標を盗難、紛失又はき損した場合に、再交付又は番号の変更手続きのために運輸支局等に回送を行う場合

※一目的一許可が原則です。

（例）修理してから車検→修理のための回送+車検のための回送＝2回分の許可が必要です。

※本制度の趣旨から、同一自動車について同一目的で2回以上の申請は原則としてできません。

やむを得ない場合がある場合は、事前にご相談ください。

③ 許可対象となる運行期間

- ・運行の目的や経路から判断して、最大5日間を限度とした必要最小日数です。

※保管期間や予備日は含めることはできません。

※申請内容を審査するために、具体的な運行の経路や目的（内容、場所、日時など）を聞き取りします。

2 申請方法

① 申請受付日・時間

原則として、自動車を運行する当日（運航日が土日祝日などで閉庁日の場合は、その直前の開庁日）なお、翌日早朝から運行する必要がある場合は前日でも受付できます。ただし、その場合の許可期間は翌日からとなります。

時間： 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

8時30分から17時15分まで

② 申請窓口・返却窓口・問い合わせ先

- ・池田町役場 住民課住民係 Tel0261-62-3131（代表）

※閉庁日の返却については事前にご連絡ください。

③ 申請に必要なもの

- ・車体番号が確認できる公的書類（コピー可）

車検証、限定自動車検証、抹消登録証、自動車検査証返納証明書、譲渡証明書等

- ・自賠責保険証明書 または 自賠責共済証明書（原本）

保険期間が臨時運行期間中有効なもの。必ず原本をお持ちください。

※保険期間の最終日は期間最終日の正午までとなっているため、臨時運行許可の最終日と重なる場合には、その日は臨時運行期間に含めることはできません。

- ・申請者の本人確認書類（運転免許証など）

- ・手数料は1件750円

※法人で申請される場合、法人名+代表者名で申請してください。

3 返却について

- ① 臨時運行期間終了日から5日以内に「臨時運行許可番号標（仮ナンバー）」と「臨時運行許可証」を返却してください。期限を過ぎても返却されない場合は、道路運送車両違反により罰則が適用されることがあります。

- ② 紛失した場合は警察署に遺失物の届出をしてください。その後、池田町役場に紛失した旨の届出をしていただきます。開庁時間に窓口にて届出てください。

臨時運行許可を受けた方に厳守していただきたいこと

申請者は、許可を受けたときは次の義務事項を守り、安全で秩序ある臨時運行を行うよう心掛けてください。

1. 臨時運行許可を受けた自動車以外に、当該許可番号標を使用しないこと。
2. 許可を受けた目的以外で使用しないこと。
3. 自賠責保険（共済）証明書を携帯すること。
4. 臨時運行許可証は、自動車の運行中、ダッシュボードの上など前面の見やすい位置に表示すること。
5. 臨時運行許可番号標は、臨時運行の許可を受けた自動車の前面及び後面の見やすい位置にボルト、針金、ワイヤーなどで脱落しないように確実に取り付け、表示すること。

ただし、二輪自動車、三輪自動車、被けん引自動車及び国土交通大臣の指定する大型自動車にあっては、前面の番号標を省略できるので後面1枚のみの表示でよい。

6. 運行中、自動車を離れる場合は、番号標等の盗難や紛失のおそれのないよう留意すること。
7. 番号標等を取り外した場合は、常に手元に保管し紛失防止に努めるとともに、許可の有効期間の満了後は速やか（その日から5日以内）に返納すること。
8. 万一、許可証及び許可番号標を紛失した場合は、直ちに許可を受けた行政庁に連絡し、指示を受けるとともに、所轄の警察署へ届け出ること。